

大阪府中高年世代活躍応援プロジェクト協議会設置要領

1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、これまで、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和 2 年より関係機関や団体を構成員とする「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「大阪 P F」という。）を設置し、官民が協働して就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和 6 年度までの約 5 年間の集中支援に取り組んできたところ。さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）においては、令和 7 年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、大阪 P F においても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）に対象を拡大し、名称を「大阪府中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「大阪府協議会」という。）に改め取組を推進してきた。

今般、「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」（令和 8 年 4 月 10 日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定）により、「就労・処遇改善に向けた支援」（リ・スキリングの支援等）、「社会参加に向けた段階的支援」（就労に困難を抱える者の職業的自立に向けた支援等）等の取組を継続・拡充していくことが決定された。

このため、大阪府協議会においては、当該プログラムの関係施策を活用し、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がいること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくこととする。

2 構成員

構成員は、別添 1 に掲げる機関・団体のとおりとする。

なお、必要に応じ、他の関係機関等からのヒアリングを行う。

3 各構成員の役割

上記 2 に記載の各構成員の主な役割は、下記のとおりとする。

(1) 行政機関

①大阪府（商工労働部）

- ・大阪府協議会取りまとめ共同事務局
- ・中高年世代活躍応援プロジェクトに係る大阪府協議会の事業実施計画（以下「事業計画」という。）策定に関する共同取りまとめ、実施事業の進捗管理
- ・管内の市町村プラットフォーム（以下「市町村 PF」という。）における経済団体等への対応依頼等に関する管内市町村との連絡調整
- ・各種支援策の周知広報

②大阪府（福祉部）

- ・市町村 PF の設置・運営に関する管内市町村との連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・管内の市町村 PF と連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・管内の地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（以下「孤独・孤立対策 PF」という。）の設置・運営に関する管内市町村との連絡調整
- ・孤独・孤立に関する実態やニーズの把握の検討
- ・管内の孤独・孤立対策 PF と連携した先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知広報

③大阪労働局

- ・大阪府協議会取りまとめ共同事務局
- ・事業計画策定に関する共同取りまとめ、実施事業の進捗管理
- ・各種支援策の周知広報

④大阪市・堺市

- ・各種支援策の周知広報

⑤（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部

- ・職業訓練の充実
- ・各種支援策の周知広報

⑥地方関係機関（近畿経済産業局）

- ・関係業界、団体への協力要請

(2) 経済団体、労働団体等

- ・中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、人材育成の充実、正社員化の促進支援
- ・行政支援策等の周知広報
- ・大阪府協議会取りまとめ共同事務局への施策提案

4 大阪府協議会における取組事項

大阪府協議会においては、次の（１）から（４）までに掲げる事項について、協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

（１）気運醸成と各種支援策の周知広報

大阪府内の中高年世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

（２）支援対象者の把握

支援対象となる次の３類型の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

なお、①、②の対象者数については、「都道府県別・中高年世代活躍応援プロジェクト支援対象者数推計表」（別添２）の推計を参考にする。

①不安定な就労状態にある方

（※）正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働く方や求職中の方など

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

（※）統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない方など

③社会参加に向けた支援を必要とする方

（※）ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、社会参加に向けた支援を必要としている方。その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、大阪府と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

（３）目標、KPI の設定及び事業計画の策定

①上記（２）の支援対象者ごとの取組に係る目標（目指す数値や状態をいう。）を設定するとともに、KPI（当該目標の進捗を毎年度把握するための指標をいう。）を可能な限り定量的に設定する。

②目標を達成するため、また上記１の趣旨を踏まえつつ、事業計画を策定する。

③事業計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町村 PF との連携

大阪府（福祉部）は、市町村 PF の設置・運営について、市町村と連絡調整を図り、管内市町村 PF との情報共有と広域的課題の対応を行う。例えば、

- ・市町村 PF の設置に関する市町村への働きかけや市町村 PF の運営に関する市町村への助言等
- ・府レベルの経済団体への対応依頼（福祉からの受け入れ先の開拓、雇用に当たって必要な配慮等※）
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援（※）
- ・府を越えた自治体間の広域的な取組の支援

等の要請に対応するとともに、管内市町村 PF の先進的な取組事例の把握と周知等、必要な情報提供を行う。

※経済団体等への対応依頼については、大阪府（商工労働部）において、大阪府（福祉部）と連携して行う。

5 会議の開催

上記 4 に掲げる事項の協議を行うため、年 2 回を目安に会議を開催することとする。

また、会議の開催方法については、書面による開催又はオンラインによる開催のほか、各構成員のニーズを考慮した上で行う。

6 秘密の保持

大阪府協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

付則 令和 8 年 5 月 2 6 日より施行

区分	構成員
(1) 行政機関	大阪労働局(事務局)
	大阪府商工労働部(事務局)
	大阪府福祉部
	大阪市
	堺市
	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 大阪支部
	近畿経済産業局
(2) 業経労 界済働 団団団 体体体	日本労働組合総連合会大阪府連合会
	公益社団法人 関西経済連合会
	大阪商工会議所
	大阪府中小企業団体中央会

都道府県別・中高年世代活躍応援プロジェクト 支援対象者数推計表

中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会においては主な支援対象者の例として、

- ① 不安定な就労状態にある方（不本意に非正規雇用で働く方など）
- ② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方
- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもり状態にある方など）

を位置付ける。各支援対象者の相互の関係と、規模感を整理すると下図のようになる。

【35～59歳の人口・就業構造（令和7年労働力調査）】※①・②については令和4年就業構造基本調査

人口 4,114万人	労働力人口 3,656万人	就業者 3,578万人	①不安定な就労状態 にある方 【約107万人】	完全失業者 78万人
	非労働力人口 455万人	②長期にわたり無業の状態にある方 【約60万人】	③社会参加に 向けた支援を 必要とする方 【計測困難】	
		通学3万	家事従事者327万人	

支援対象者のうち、上記①、②の対象者数の把握については、次頁の都道府県ごとの推計値（5年に一度実施されている「令和4年就業構造基本調査」等を活用して整理）を活用いただき、都道府県協議会の事業実施計画の策定や進捗管理に取り組んでいただきたい。

また、これらはあくまで推計値であるため、ハローワークが把握している求職者数や就職実績、各都道府県が把握しているデータ等も活用していただきたい。

なお、上記③の対象者数については、ひきこもりの状態にある方などの社会参加に向けた支援を必要とする方は、調査対象とした場合も調査票回収率が悪く、統計バイアスがかかりやすくなってしまうこと、支援対象者個人ごとに抱える事情や状態が異なり、就労を目指すことが必ずしも本人にとって望ましいとは限らず、就労支援の対象として数量的にとらえることにそもそもなじまないことから推計対象としていない。これらの方の実態の把握については、地方公共団体が実際に調査を行った事例を厚生労働省で公表しているので、こうした事例も参考にされたい。

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html）

(単位：人)

		35～59 歳人口	不安定な就労状態にある方（※1）	人口比	長期にわたり無業の状態にある方（※2）	人口比
0	全国	42,078,600	1,067,200	2.5%	598,400	1.4%
1	北海道	1,679,100	50,100	3.0%	25,800	1.5%
2	青森県	384,500	12,100	3.1%	7,000	1.8%
3	岩手県	371,700	11,100	3.0%	6,900	1.9%
4	宮城県	760,100	20,300	2.7%	10,900	1.4%
5	秋田県	283,200	8,700	3.1%	4,900	1.7%
6	山形県	320,100	9,500	3.0%	5,500	1.7%
7	福島県	569,700	15,200	2.7%	11,100	1.9%
8	茨城県	944,200	24,800	2.6%	15,100	1.6%
9	栃木県	642,800	15,400	2.4%	8,500	1.3%
10	群馬県	632,900	18,400	2.9%	7,600	1.2%
11	埼玉県	2,569,300	65,200	2.5%	30,800	1.2%
12	千葉県	2,176,200	57,200	2.6%	35,100	1.6%
13	東京都	5,203,900	130,500	2.5%	69,500	1.3%
14	神奈川県	3,325,400	70,000	2.1%	38,100	1.1%
15	新潟県	689,800	19,100	2.8%	9,500	1.4%
16	富山県	330,200	5,600	1.7%	4,700	1.4%
17	石川県	362,900	8,100	2.2%	4,800	1.3%
18	福井県	240,700	4,500	1.9%	2,000	0.8%
19	山梨県	258,400	5,800	2.2%	3,400	1.3%
20	長野県	653,400	14,700	2.2%	9,000	1.4%
21	岐阜県	631,000	13,800	2.2%	7,300	1.2%
22	静岡県	1,191,500	31,300	2.6%	10,000	0.8%
23	愛知県	2,606,600	64,800	2.5%	32,800	1.3%

資料出所：総務省「令和4年就業構造基本調査」

JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状④」

※1 「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており、「現職の雇用形態について理由」について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者。

※2 「長期にわたり無業の状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していず、配偶者なしで家事を行っていない者。主な支援機関となる地域若者サポートステーションの対象年齢（35～49歳）の人数を抽出。JILPTが特別集計したデータを利用。

(単位：人)

		35～59 歳人口	不安定な就労状態にある方（※1）	人口比	長期にわたり無業の状態にある方（※2）	人口比
24	三重県	574,000	13,500	2.4%	15,400	2.7%
25	滋賀県	473,400	13,600	2.9%	5,200	1.1%
26	京都府	832,600	24,700	3.0%	10,800	1.3%
27	大阪府	3,013,600	87,600	2.9%	47,700	1.6%
28	兵庫県	1,810,300	48,700	2.7%	32,200	1.8%
29	奈良県	420,500	10,400	2.5%	8,300	2.0%
30	和歌山県	286,500	6,100	2.1%	4,200	1.5%
31	鳥取県	168,300	4,100	2.4%	2,500	1.5%
32	島根県	197,100	5,100	2.6%	2,500	1.3%
33	岡山県	588,900	12,500	2.1%	6,400	1.1%
34	広島県	901,700	20,100	2.2%	10,100	1.1%
35	山口県	402,000	8,100	2.0%	6,300	1.5%
36	徳島県	218,500	4,900	2.2%	4,200	1.9%
37	香川県	300,000	6,100	2.0%	4,400	1.5%
38	愛媛県	412,200	7,300	1.8%	8,200	2.0%
39	高知県	208,300	5,100	2.4%	5,400	2.6%
40	福岡県	1,670,400	48,000	2.9%	27,700	1.7%
41	佐賀県	246,000	5,400	2.2%	3,200	1.3%
42	長崎県	388,500	9,900	2.5%	7,000	1.8%
43	熊本県	524,300	12,100	2.3%	6,500	1.2%
44	大分県	339,100	7,500	2.2%	4,900	1.4%
45	宮崎県	320,200	7,900	2.5%	5,100	1.6%
46	鹿児島県	469,100	9,500	2.0%	8,200	1.7%
47	沖縄県	485,300	12,800	2.6%	10,100	2.1%

資料出所：総務省「令和4年就業構造基本調査」

JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状④」

※1 「不安定な就労状態にある方」：現在非正規雇用で働いており、「現職の雇用形態について理由」について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者。

※2 「長期にわたり無業の状態にある方」：無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していず、配偶者なしで家事を行っていない者。主な支援機関となる地域若者サポートステーションの対象年齢（35～49歳）の人数を抽出。JILPTが特別集計したデータを利用。